

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第2回本庄市都市計画審議会
開催日時	令和6年10月29日（火） 午後2時00分から 午後4時00分まで
開催場所	本庄市役所6階 大会議室
出席者	（会 長）細田 隆会長 （委 員）真下 敏明委員、江原 貞治委員、田端 講一委員、 谷田 裕之委員、小賀野 健司委員、山田 康博委員、 柿沼 綾子委員、小林 猛委員、酒井 敦司委員、 内田 信哉委員、前川 博昭委員、 高橋 勉委員
	（事務局）【都市整備部】齊藤 順一部長、長嶋 達也次長 【都市計画課】武正 和敏課長、山田 修課長補佐、 梅本 悠斗主事、狩野 美咲主事補、 久保 愛美主事補 【建築開発課】為貝 研一課長、中 彰太郎主任 【市街地整備室】矢部 あゆ佳主任、井上 拓哉主事 【上下水道部】高柳 徹也部長 【下水道課】金井 理史課長、宮城 泰明課長補佐、 小浦方 康司主査、根岸 徹主査 【埼玉県建築安全課】佐川 冬樹主幹、石黒 義人主任
欠 席 者	岩崎 榮委員、中洲 啓太委員
議 題 (次 第)	次第1 開会 次第2 諮問及び副市長挨拶 次第3 議事 (審議事項) 第1号 本庄都市計画下水道（雨水）の変更について (本庄市決定) 第2号 児玉都市計画下水道（雨水）の変更について (本庄市決定) 第3号 本庄都市計画区域におけると畜場の敷地の位置につ いて（埼玉県許可） 第4号 令和6年度第1回本庄都市計画審議会議案第1号本 庄都市計画土地区画整理事業の変更に関する追加審 議について（本庄市決定）

	次第 4 その他 次第 5 閉会
配 付 資 料	・配布資料一覧表 ・次第 ・席次表 ・委員名簿 ・議案概要一覧表 ・議案書
その他特記事項	
主 管 課	都市整備部 都市計画課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (都市計画課長)	定刻になりましたので、ただいまより令和 6 年度第 2 回本庄市都市計画審議会を開催いたします。 本日はお忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。 私は進行を務めさせていただきます、都市計画課長の武正でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、事務局の進行・説明につきましては、着座にて失礼いたします。 はじめに、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。 本庄市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項では、審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができないと規定しております。本日ご出席頂いております委員は 15 名中現在 13 名でございます。したがって、2 分の 1 以上の定数に足りておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。 なお、本審議会は、本庄市都市計画審議会規則第 2 条に基づき、審議会を公開といたします。 また、同規則第 3 条に基づき、本審議会の開催について市のホームページで公表し、審議会の傍聴についてご案内したところ、今回は傍聴の申し込みはございませんでしたので、ご報告させていただきます。 なお、本審議会の会議録につきましては、本庄市都市計画審議会規則第 5 条に基づき、議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページ等により発言者名を付して公表することになりますので、ご承知おきください。 また、会議録作成のため、録音させて頂いておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 (都市計画課長)	続きまして、山下部副市長から細田会長に諮問させていただきます。 なお、議案第 3 号については、埼玉県が許可する都市計画となり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により許可権者である埼玉県知事が本審議会に諮問するものとなりますので、副市長より代読いたします。
山下部副市長	本庄市都市計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、次の事項について諮問します。 議案番号 1 本庄都市計画下水道（雨水）の変更について（本庄市決定） 議案番号 2 児玉都市計画下水道（雨水）の変更について（本庄市決定） 議案番号 4 令和 6 年度第 1 回本庄市都市計画審議会 議案第 1 号本庄都市計画土地区画整理事業の変更に関する追加審議について（本庄市決定） 以上、諮問いたします。
事務局 (都市計画課長)	続きまして、議案第 3 号について諮問書の代読をお願いいたします。
山下部副市長	本庄都市計画区域におけると畜場の敷地の位置について、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、貴審議会の意見を求めます。
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。次に、山下部副市長よりご挨拶を申し上げます。
山下部副市長	改めまして皆様こんにちは。 本来であれば吉田市長が皆様方にご挨拶申し上げるところでございますが、先ほど事務局からご案内がありました通り公務で出席できないということで、代理で出席させていただきました。ご容赦いただきたいと思います。 本日は、本年度、第 2 回目の都市計画審議会です。 都市計画審議会は、都市計画にかかる重要な案件についてご審議頂く場であり、委員の皆様の深い見識や、まちづくりに対する熱い思いは、本市のまちづくりに、大きな力となります。私も、大変心強く思っています。 本日の審議事項は、本庄市決定の「本庄都市計画下水道（雨水）の変更」、「児玉都市計画下水道（雨水）の変更」、埼玉県許可の「本庄都市計画区域におけると畜場の敷地の位置について」及び本庄市決定の「本庄都市計画土地区画整理事業の変更に関する追加審議」の 4 件です。 本庄・児玉都市計画下水道（雨水）については、令和 2 年度に変更した計画や認可等に基づき現在、整備を進めておりますが、栗崎地区及び児玉町児玉の下町地区における雨水管渠基本設計を行ったところ、都市計画のその他施設として、雨水流出抑制施設（調整池等）を位置づける必要が生じたので、都市計画（雨水）を変更するものです。 本庄都市計画区域における、と畜場の敷地の位置に関する埼玉県許可については、協同組合本庄食肉センターにおける と畜場の敷地の位置が、都市

	計画上支障がないと認められるかについてご審議いただくものです。 本庄都市計画土地区画整理事業の変更については、栗崎地区の一部を本庄新都心土地区画整理事業区域から除外することについて令和6年度第1回本庄市都市計画審議会の追加審議をするものです。 委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、慎重なご審議をいただきたいと思っております。 委員の皆様方におきましては、非常に暑い夏が過ぎ、寒暖差の激しい日々が続いているかと思いますが、どうか健康には十分にご留意されまして、ご尽力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (都市計画課長)	ここで誠に申し訳ございませんが、副市長は別の公務のため退席させていただきます。
事務局 (都市計画課長)	次に、議事に入ります前に、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。 本日の会議資料は、事前に郵送いたしました資料と当日資料として「席次表」を机上に置かせて頂きました。お配りした資料は事前に郵送いたしました「配布資料一覧表」のとおりでございます。 資料の不足等ございましたらお知らせください。 よろしいでしょうか。 それでは、これより議事に入らせて頂きたいと思います。議事進行につきましては細田会長にお願いしたいと存じます。
細田会長	改めまして、委員の皆様方には、ご多忙中のところ、本庄市都市計画審議会にご出席頂き、感謝申し上げます。審議に当たりましては、慎重かつ効率的に進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
細田会長	それでは、まず、本日の非公開議案等についての審査をいたします。 本庄市都市計画審議会規則第2条では、「審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる」とされております。 私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。規則第2条に基づき非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。 (提案なし) それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせて頂きたいと存じます。 それでは、次第に従いまして、議事に入らせて頂きます。審議事項は、第1号「本庄都市計画下水道（雨水）の変更について」、第2号「児玉都市計画

	下水道（雨水）の変更について」、第3号「本庄都市計画区域におけると畜場の敷地の位置について」、第4号「令和6年度第1回本庄市都市計画審議会 議案第1号本庄都市計画土地区画整理事業の変更に関する追加審議について」でございます。 議案第1号から第2号までが関連しているようですので事務局より一括してご説明をお願いいたします。
事務局 (根岸主査)	下水道課工務係の根岸と申します。 それでは、議案第1号、本庄都市計画下水道（雨水）の変更についてご説明させていただきます。 本庄都市計画下水道（雨水）については、令和2年度に変更した計画に基づき現在、整備を進めておりますが、令和4年度に栗崎地区における雨水管渠基本設計を行ったところ、都市計画のその他施設として、調整池を位置づける必要が生じたことから、変更を行うものです。 1 ページ目をご覧ください。 1. 下水道の名称、2. 排水区域、3. 下水道管渠については、変更はなく、汚水面積は現在の計画と変わらず約1, 224ha、雨水面積についても現在の計画と変わらず約1, 203haとなっております。 4. その他の施設として、新たに栗崎調整池を位置づけており、本庄市栗崎地内に、敷地面積約10, 800㎡となっております。 2 ページ目の総括図ですが、こちらは汚水の図面となっており、現在の計画と変わらず約1, 224haとなっております。 3 ページ目が雨水の総括図となっており、面積と区域については、変更はありませんが、小さくて見えづらいですが、赤く囲われた箇所に新たに栗崎調整池を位置づけております。 4 ページ目の図面は、少し拡大した図面となりまして、下の赤く塗られている部分が栗崎調整池で、場所といたしましては、県道本庄寄居線の西側で小山川の北側に位置しております。 5 ページ目は、調整池の計画図となりまして、面積約1ha、貯留量約5, 000立方メートルの計画でございます。 本庄都市計画下水道（雨水）の変更についての説明は以上です。

事務局 (根岸主査)	続きまして、議案第２号、児玉都市計画下水道（雨水）の変更についてご説明させていただきます。
事務局 (根岸主査)	児玉都市計画下水道（雨水）につきましても、令和２年度に変更した計画に基づき現在、整備を進めておりますが、令和３年度に児玉町児玉の下町地区における雨水管渠基本設計を行ったところ、都市計画のその他施設として、貯留施設を位置づける必要が生じたことから、変更を行うものです。
	６ページ目をご覧ください。
	１．下水道の名称、２．排水区域、３．下水道管渠については、変更はなく、汚水面積は現在の計画と変わらず約３５９ha、雨水面積についても現在の計画と変わらず約３２４haとなっております。
	４．その他の施設として、新たに１号貯留施設と２号貯留施設を位置づけており、児玉町児玉地内に、１号貯留施設、約２，１２０㎡、２号貯留施設、約１，３００㎡の敷地面積となっております。
	７ページ目の総括図ですが、こちらは汚水の図面となっており、現在の計画と変わらず約３５９haとなっております。
	８ページ目が雨水の総括図となっており、面積と区域については、変更はありませんが、赤く囲われた箇所に新たに１号貯留施設、２号貯留施設を位置づけております。
	９ページ目の図面は、少し拡大した図面となりまして、下の赤く囲われている部分が児玉町児玉の下町地区の貯留施設で、場所といたしましては小山川の西側で県道熊谷児玉線の北側に位置し、南側が１号貯留施設、北側が２号貯留施設となっております。
	１０ページ目は、調整池の計画図となりまして、１号、２号貯留施設を合わせて面積約０．３ha、貯留量約５，５００立方メートルの計画でございます。
	都市計画変更手続きの経緯ですが、本庄都市計画下水道と児玉都市計画下水道ともに、９月１１日に公聴会を行い、意見はありませんでした。
	次に、９月１８日に知事協議を行い、９月３０日の回答で意見はありませんでした。
	縦覧については、１０月７日から１０月２１日まで行い、こちらについても意見はありませんでした。
	以上で、議案第１号、議案第２号の説明を終了させていただきます。
細田会長	ただいまの議案第１号から第４号までのご説明について、何か質疑、ご意見などございますか。
小林委員	汚水面積と雨水面積の数字がなぜ違うのか説明していただけますか。

事務局 (宮城課長補佐)	下水道課の宮城と申します。ご質問いただいた汚水と雨水の面積の違いですが、汚水については令和２年度に都島処理区２１haと平成２７年度に児玉工業団地３５haを編入しておりその面積の差でございます。
小賀野委員	１ページと６ページの４.その他の施設で（ ）変更前とありますが、表の（ ）には変更前の数字など何も入らなくてよいのでしょうか。
事務局 (宮城課長補佐)	１ページの栗崎調整池、６ページの１号貯留施設、２号貯留施設は変更前はなく、今回新たに位置づけることから（ ）内が空欄になっております。
前川委員	追加ということで、こういう文書は追加と書けないのですか。 民間ですと通常こういう場合は追加と書くのですが、市役所の文書はできないのでしょうか。
事務局 (宮城課長補佐)	標記の仕方につきましては内部で精査し検討してまいります。
前川委員	新規追加と書けば皆さん迷わなかったのかなと思います。
細田会長	前川さんのご意見のとおりで、タイトルが都市計画下水道の変更というのが、今回は施設のみの追加ですが、全体の変更として変更という言葉を使っています。様式が定まっていなければ、追加したものがわかりやすいように表記していただければと思います。前川委員、表記の仕方については事務局で検討していただくということよろしいですか。
前川委員	はい。
小林委員	５ページの栗崎調整池が２段になっていて、通常低いところに合わせた方が水を貯める量が増えて望ましいと思いますが、２段にした理由を教えてください。
事務局 (宮城課長補佐)	栗崎地区の調整池につきましては、小林委員のおっしゃるとおり２段の構造になっております。この理由につきましては、栗崎地区の排水区域と早稲田からくる雨水量を考慮しています。また、栗崎南側の都市計画を将来的に見据えて、雨水量に応じて上段部分を削って利用できるような構造になっております。
小林委員	池は使ううちに、落ち葉や土砂で池の底が浅くなることが考えられますが、先を見越して、当初から余裕をもって考えるのが望ましいと思いますがいかがでしょうか。
事務局 (宮城課長補佐)	小林委員のおっしゃるとおり将来を見込んで下げるという考えもありますが、まだ、栗崎南部の計画が定まっていないので、今回の下水道事業認可といたしましては、栗崎地区の排水区域の面積に合わせた認可ということで計画しておりますので、２段式の構造で進めたいと市は考えております。落ち葉や土砂により池の底が浅くなることについては、下水道課で適切に維持管理をして参ります。

細田会長	おそらく設計する側は、設計基準があつてそれに基づいて設計されているのかなと思います。維持管理につきましては、ビオトープとして利用するなど全国に色々な事例があるかと思いますが、雨が降らないときはどのような状態をイメージしているのでしょうか。
事務局 (宮城課長補佐)	ビオトープも検討しましたが、現時点では通常は水がない状態をイメージしております。
真下委員	1点質問ですが、この予定地の所有者は本庄市でしょうか。
事務局 (宮城課長補佐)	栗崎調整池につきましては、本庄市民の方で、児玉の貯留施設は1名市外の方がおり、その他は本庄市民の方です。
真下委員	計画が決まってから用地買収するということで、予定通り進められそうですか。
事務局 (宮城課長補佐)	事前に地権者には交渉しており、強い反対意見は今のところございません。
酒井委員	下水道の計画を進めるにあたって調整池が必要で都市計画に位置付けるといのは分かりました。参考までに、栗崎と児玉の図面をみると栗崎は池の形状で、児玉は箱型なののでしょうか。
事務局 (宮城課長補佐)	児玉につきましては確保できる用地が少なく1号、2号と分散もしているので、箱型になっております。
酒井委員	箱型の方は中に堆積物が入らないように工夫すれば何とかなりそうですかね。池の維持管理は確定していないとのことなので、しっかり検討していただければと思います。
前川委員	当初の計画ではその他の施設は天神橋中継ポンプ場だけだったということでしょうか。 当初調整池は計画されていなかったのでしょうか。
事務局 (宮城課長補佐)	委員のおっしゃるとおりで当初は天神橋中継ポンプ場のみを位置付けており、今回新たに調整池を位置付けます。
内田委員	小林委員の補足になるかと思いますが、異常気象で1時間に100mmのゲリラ豪雨も起きているので、当初から多めに貯められるよう設計したらどうでしょうか。
事務局 (宮城課長補佐)	今回の調整池につきましては、降雨強度57mmで設計しております。今までも57mmで雨水計画をしてきました。基本設計で精査した結果、問題ないと判断しております。
細田会長	ほかにございませんか。 ご質問も無いようですので、次の議案に行きます。議案第3号について埼玉県のご担当者が来ているということで、ご説明お願いいたします。

事務局 (佐川主幹)	埼玉県都市整備部建築安全課の佐川でございます。それでは、議案第3号本庄都市計画区域におけると畜場の敷地の位置について、ご説明いたします。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。議案書は11ページから13ページになります。正面のスクリーンをご覧ください。 はじめに、建築基準法第51条の制度概要についてご説明いたします。都市計画区域内において、と畜場等の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築することができません。ただし、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は、政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではありません。 政令で定める規模の範囲とは、当該許可を受けたと畜場の用途に供する建築物は、増築後の延べ面積の合計が当該許可に係る建築の延べ面積の合計の1.5倍以下又は750㎡以下のものをいいます。 なお、先ほど申し上げました特定行政庁とは、建築行政の指導権限を持つ地方公共団体の長のことで、埼玉県内では、さいたま市など12市の各市長または埼玉県知事が該当します。 続きまして、計画概要についてご説明いたします。今回の計画は、と畜場の増築及び敷地拡張するものです。なお、計画に伴う獣畜の処理頭数の変更はございません。 申請者は、協業組合本庄食肉センターであり、敷地は、市街化調整区域内の本庄市大字 杉山、大字 小島に位置し、用途地域の指定はございません。増築する建物は、2階建てのと畜場棟及び平屋の堆肥舎棟になります。当該敷地は、平成13年6月8日に建築基準法第51条に基づく、と畜場の敷地の位置の許可を受けています。 続いて、諮問理由です。このたび、本県では、申請者からの施設増強等に伴う計画が提出され、増築後の延べ面積が、平成13年6月8日付の許可で定める延べ面積3,700.01㎡に対して、1.5倍の5,550.02㎡を超える、6,501.03㎡であることから、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の申請を受けました。 内容を審査したところ、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められるので、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、許可権者である埼玉県知事が本審議会に諮問するものです。 続きまして、今回の敷地の位置についてご説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。敷地の位置は、「本庄都市計画区域内」にあります。本庄都市計画区域は、本庄市の行政区域のうち、児玉都市計画区域及び都市計画区域外の区域を除いた本庄市の一部となっております。敷地は、画面中央の赤く塗った場所でございます。JR高崎線神保原駅から北東へ
-----------------------	---

事務局 (佐川主幹)	約 1.6 キロメートルの地点にあり、所在地は、本庄市 大字 杉山 字 宝光 渕 115、115-3、115-4、121-1、121-3、122、124、125-2、126、大字 小島 字天神下 415-2、415-6、432、429、428、427、425、462-1、462-5、465-10、465-5、465-1、464、431 の一部、415-1 の一部でございます。 次に、車両の搬出入経路でございますが、国道 17 号に接続する市道 201 号線及び市道 1129 号線を通して搬出入し、市道 1107 号線及び市道 1129 号線に接続する県道沼和田・杉山線を通して搬出する予定でございます。 続きまして、施設の配置についてご説明いたします。議案書の 13 ページをご覧ください。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は 2182.15 平方メートルでございます。赤線一点鎖線が、敷地拡張部分を示しております。また、水色で示した部分は、既存建築物を、青色で示した部分は新築する建築物であり、先ほどご説明したとおり、増築棟及び堆肥舎棟の計 2 棟を増築いたします。堆肥舎棟の横には、臭気対策としてコンポストを設置いたします。そして、車両の待機スペースは、敷地内に確保しております。 最後に、排水設備についてですが、雨水の処理については、雨水浸透槽で地下浸透します。生活排水及びと畜殺の汚水の処理については、浄化槽にて適切に処理され、敷地西側の水路にある排水管を経由し、元小山川に放流しております。 以上が、本庄都市計画区域におけると畜場の敷地の位置についての概要です。当該施設の敷地の位置について、本庄市に意見照会したところ、「支障ない」旨の回答を得ております。埼玉県といたしましても、この敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えております。 説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
細田会長	審議の前に事務局に確認いたします。 埼玉県知事から諮問が来ている理由ですが、11 ページの理由書に記載されているとおり、今回の案件は特定行政庁である埼玉県知事が許可するので、その前に埼玉県知事から本庄市都市計画審議会に諮問するという、建築基準法第 51 条ただし書きのとおりということによろしいですか。
事務局 (佐川主幹)	そのとおりでございます。
細田会長	それでは、本審議会では敷地の位置について都市計画上支障があるかないかについて、これは既に埼玉県が審査して支障がないと認められる、と理由書に記載されていますが、それを前提に審議会の皆様に審議していただいて意見を求めるということによろしいでしょうか。

事務局 (佐川主幹)	そのとおりでございます。
細田会長	それでは議案第3号のご説明について、何かご質問、ご意見などございますか。
小林委員	13ページの市道1107号線に面した区域外の2箇所の現在の地目は何でしょうか。 また、青で塗られた堆肥舎棟が位置付けられていますが、今まではなかったのでしょうか。近隣に支障がない堆肥舎棟なのか教えていただけますか。
事務局 (佐川主幹)	1点目の敷地に含まれていない土地の状況は、農地と確認しております。 2点目の今まで堆肥舎棟はなかったのかということについて、現在は堆肥置き場と堆肥棟のみで規模を拡大し今回の堆肥舎棟を増築し、隣にコンポストを設置します。今までは堆肥を集めて置いていたのですが、コンポストで処理することで臭いなどがこれまでより改善されると聞いております。
小林委員	今まで堆肥置き場だけで苦情はなかったのでしょうか。また、コンポストがわかる説明が必要だと思いますがいかがでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	今まで苦情は受けていないと聞いております。 コンポストの説明がなく大変申し訳ございませんでした。今までは人力でかき混ぜて堆肥になることを促していましたが、コンポストを利用することで、機械で効率的に堆肥化でき、容器に囲われているため、臭いも生じにくいものになります。
小林委員	堆肥を堆積しておくると特に暑い夏は虫、臭いが発生するかと思いますが、計画者の対応はどのようなのでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	臭いは発生してしましますが、今回本庄市の環境保全条例等によると、悪臭のかかる特定施設には該当しません。また、当該地域の臭気に対する基準が農業振興地域内の場合、21と定められておりまして、事業者が現在の臭気を測定したところ18ということで基準値以下になっております。 また、許可を申請するにあたり、近隣の住民に説明をしており、堆肥舎棟の臭いについては、3方を外壁で囲みなるべく外に臭いが漏れないよう説明しております。
小林委員	水路が暗渠の部分は詰まりなど問題が起きた場合どう対応するのか。 また、水路の管理者は誰なのでしょう。
事務局 (佐川主幹)	水路の管理者は本庄市ですが、万が一水路に問題が起きた場合は本庄市と事業者で協議し、事業者が対応することを想定しております。
小林委員	暗渠が必要な部分はあると思いますが、後の管理を考えると何か所か開渠にするといった市からの指導も必要だと思いますがいかがでしょうか。
事務局	本件につきましては、埼玉県の手続きにあたり都市計画審議会の議を経ると

(為貝課長)	ということで、庁内の関係部署に意見照会をしており、道路管理課や道路整備課から意見はいただいておりますが、メンテナンス等について本審議会で意見が出たと申し伝えるのでいかがでしょうか。
細田会長	確かにこの図面 1 枚だと読み取れない情報がまだあるということ、また暗渠については記載がありますが詳細がわからず、心配になるかと思います。雨水と汚水の敷地外への排出、公共用水域への排出については、詳しい図面があるのであれば、構造をもう一度確認していただき、心配であれば再審議という考えもあるかと思います。また、別のやり方として、事務局から図面を見せていただいて、委員の皆様には書面でお伝えするという考えもあるかと思います。
田端委員	農業委員会も 5 条申請を受けまして、本庄市農業委員会としては本庄市都市計画審議会での審議を経るという、条件付きで県に申達しております。今後は、本日の審議を経て、農業委員会は県への手続を進めることになります。
細田会長	事務局の方で何か説明がありますか。
事務局 (佐川主幹)	1 点説明が不足していたのですが、敷地の北側に暗渠とありますが、実際の排水経路は南側の元小山川に排水され暗渠を通らないので、詰まりやすくなる要素は少なくなることでご心配の部分は減らせるかと思います。
細田会長	この図面だけで情報を読み取り、審議するのはなかなか難しく、事務局の説明も分かりますが、排水等についての詳しい資料がないので審議するのは難しいです。今の説明は暗渠の部分に敷地内の排水は入らないということでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	配置図の大動物汚水処理施設と小動物汚水処理施設で処理した水が調整池につながっております。調整池から東側に青い点線で記載の排水設備があり、南側の元小山川に流れるようになっております。
細田会長	汚水の処理を基準以下の放流水質にしてから流すということでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	そのとおりです。
真下委員	と畜場の増築に伴い浄化槽等の汚水処理施設の増築は必要ないのでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	今回増築する部分は事務所等の管理スペースなので必要はありません。
真下委員	規定に則った範囲ということでよろしいでしょうか。 建築の場合非常に厳しくて、建物を増築して人が増えると浄化槽を増築しなさいといった指導がありますが、今回はすべて確認済みということでよろしいでしょうか。
事務局	許可の審査の中では処理の人数まで確認できていないのですが、建築の計

(佐川主幹)	画の中で基準内に収めていくものだと考えております。
真下委員	手順がわからないのですが、こちらは建築確認が必要な案件なのでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	建築確認は必要な案件でございます。
真下委員	この審議会ではこだわらず、建築確認で確認するということでよろしいでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	そのとおりです。建築確認の審査の中で確認するものとなっております。
真下委員	実は20年くらい前になりますが、本庄市を流れる元小山川につきましては、国からの清流ルネッサンスⅡに指定されており、埼玉県、本庄市、民間で川の浄化活動を行いました。当時どのようなことが起きたかという、原因がここだというのはあとからわかったのですが、ホテルの裏の橋の上流側の元小山川にヘドロが流れ込んで川に堆積し、かなりひどい状態でした。ただ現在は見てのとおり綺麗になっております。そこから20年経っておりますので法に則って浄化槽などをメンテナンスしていれば良いのですが、定期的なモニタリング等も必要になってくるのかなと思います。
柿沼委員	今回増築に至った理由は、と畜場で扱う動物の数が増えるからなのでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	今回増築する理由ですが、獣畜を処理する数は変更ありません。堆肥舎棟とと畜場棟を増築するのですが、と畜場棟を増築する理由は、動物の個体が大きくなり事務所の冷蔵庫が足りなくなったためです。堆肥舎棟の理由は、今までと畜場で発生した堆肥を農家さんに配布していましたが、それだけでは余ってしまい産業廃棄物として処理しておりました。コストもかかっていたので、コンポストを設けて堆肥舎棟作ることによって産業廃棄物として処理する必要をなくすためです。
内田委員	と畜場の何が堆肥に当たるのか教えていただきたい。
事務局 (佐川主幹)	解体したときの腸の内容物を堆肥化すると聞いております。
内田委員	堆肥は一般的に糞尿だと思いますが、と畜場は解体して不要になった骨や腸が堆肥場に堆肥するのではないかと思います。
内田委員	結論が出ないようですので、もう1点確認ですが、公害の臭いに対しての数値をもう一度お願いいたします。
事務局 (佐川主幹)	臭気指数というものがあまして、この地域は21という数値になっております。現在の堆肥置き場の臭気を事業者が測定したところ18で基準値以下に収まっております。臭気の測り方は法律で決まっていると伺っております。

内田委員	もし、基準を上回った場合はどうするのでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	何かしらの対策を事業者がすることを考えております。
内田委員	家畜の糞尿の臭いがするのかなと想像する中で、私は市営球場の近くに住んでいるのですが、養鶏場があり生活するうえで臭いに苦勞しています。小島の周辺は将来、道の駅の計画にあたるではないかと思うので、臭いを残さないよう市役所から指導をお願いしたいと思います。
細田会長	他にご質問ございますか。 ここまで委員の皆様から多くのご質問とご意見をいただきました。時間もかなり経っております。知事からの諮問を改めてもう一度読み上げますと、「本庄都市計画区域における畜場の敷地の位置について（諮問）」、標記について、建築基準法第51条ただし書きの規定により、貴審議会の意見を求める、とあります。 多くのご質問とご意見が出ていますので、私としては、ここまでの審議を踏まえるとまだ事務局から説明が必要であると考えます。 今後の進め方ですが、例えば、今回は許可権者が埼玉県ですので、許可にあたっては臭気、水質、交通状況等の周辺環境に配慮して欲しい趣旨で、この周辺環境というのは周辺との調和という都市計画の考え方に沿ったものですが、この部分の説明をさらに求めるのはいかがでしょうか。
小林委員	気になるところは意見が大体出た気がします。1つ心残りが、污水处理施設から調整池に排水されてから水路に流れるから暗渠は通らないという説明でしたが、堆肥舎棟と小動物污水处理施設の上流が暗渠になっていますが、一部開渠にするなどといった指導をするのが望ましいと思います。あとは、会長にお任せします。
細田会長	確かに敷地内の排水処理についても更なる説明を求めたいと思います。 それでは本議案につきましては、埼玉県の事務局に詳細な図面等、説明資料の提供等を依頼し、答申については議長一任とし、委員の皆様には書面で報告という形でよろしいでしょうか。 （異議なし）
休憩（5分）	
細田会長	次に議案第4号について事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局 (梅本主事)	皆様こんにちは。本庄市役所都市計画課の梅本と申します。私からは、議案第4号「令和6年度第1回本庄市都市計画審議会 議案第1号本庄市都市計画土地区画整理事業の変更に関する追加審議（本庄市決定）」についてご説

事務局 (梅本主事)	明させていただきます。 議案書 14 ページをご覧ください。 本議案につきましては、令和 6 年 7 月 1 日の第 1 回本庄市都市計画審議会議案第 1 号にてご審議いただき、「異議なし」と答申をいただきましたが、追加の審議事項があり、この度再度ご審議いただくものでございます。 令和 6 年 2 月 19 日に都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の規定による埼玉県知事協議において「都市計画法第 14 条第 2 項に基づき、施行区域の地区界は、自己の権利に係わる土地が区域に含まれているかを容易に判断できるように、地形、地物、筆界等をもって設定すべきである」との意見が付された回答がありました。本来、当回答の意見につきましては本審議会におきまして当該都市計画案をご審議いただく際に審議事項とすべきところ、その認識が不足していたことにより、第 1 回本庄市都市計画審議会で委員の皆様にご説明しておりませんでした。大変申し訳ございません。 第 1 回にご説明させていただいた内容の繰り返しにはなりますが、議案第 4 号「本庄都市計画土地地区画整理事業の変更について」改めてご説明いたします。 土地地区画整理事業の変更でございますが、栗崎地区北部を本庄新都心土地地区画整理事業の施行区域から除くことを予定しております。 図面で説明させていただきますので、20 ページをご覧ください。 左側が変更前、右側が変更後の図面となります。黄色で囲まれている本庄新都心土地地区画整理事業区域約 101ha のうち、事業未着手となっている約 22.6ha の栗崎地区北部を除外し、変更後の図面で北側と南側の赤で囲まれている区域に変更し、本庄新都心土地地区画整理事業区域を約 101ha から約 78.4ha に縮小いたします。 区域の縮小に伴い、除外される栗崎北部の区域は平成 15 年 3 月 28 日に当初決定された本庄新都心土地地区画整理事業及び本庄早稲田駅周辺土地地区画整理事業の施行区域、今回新たに設定した本庄早稲田駅の新幹線の高架下、栗崎地区の北部と南部を分ける区域界に囲まれた区域となります。また、土地地区画整理事業の施行区域から除外しない栗崎地区南部は平成 15 年 3 月 28 日に当初決定された本庄新都心土地地区画整理事業の施行区域と今回新たに設定した栗崎地区の北部と南部を分ける区域界に囲まれた区域となります。 議案書 21 ページをご覧ください。 埼玉県知事協議において付された施行区域の区域界に関する意見についてご説明いたします。先ほども説明いたしましたが、「土地地区画整理事業の施行区域の地区界は、都市計画法第 14 条第 2 項に基づき、自己の権利に
-----------------------	---

	係わる土地が区域に含まれているかを容易に判断できるように、地形、地物、筆界等をもって設定すべきと考える」という回答が埼玉県からございました。 土地区画整理事業の施行区域のうち除外しない栗崎地区南部については道路境界や水路境界、堤防肩界等の地形地物や筆界、行政界の他に都市計画道路境界により区域界が設定されています。この都市計画道路境界はまだ整備されていない都市計画道路の計画線となります。議案書25ページ①の都市計画道路3・4・15号新駅南通り線の計画線による区域界については現地に土地区画整理事業の施行区域の区域界を示す杭があり、平成15年3月28日に当初決定された本庄新都心土地区画整理事業の施行区域の区域界から変更はございません。 また、②の都市計画道路3・4・16号新都心環状線の計画線による区域界については中心線に座標を持った金属鈹があり、都市計画道路の幅員18mの半分である9mを中心線から測ることにより土地区画整理事業の施行区域の区域界を示すことができます。しかし、区域界上には地形、地物等に当たる杭がないため、現地に杭を設置し、区域界に座標を持たせ、区域界をより明確にすることで地権者等に区域界について説明できるようにいたします。 続きまして、都市計画を変更するまでの流れについてご説明をさせていただきます。 本日の本庄市都市計画審議会では都市計画の変更について追加でご審議頂いておりますが、その後、必要な地区施設などの測量等を実施し、測量が完了する令和7年2月頃に都市計画の変更の告示を行い、都市計画の変更が完了するという流れとなっております。 以上が栗崎地区における土地区画整理事業についてのご説明になります。 なお、本議案は、令和6年7月1日に開催された第1回本庄市都市計画審議会にてご審議され、同年7月12日に答申いただいた内容に追加して、諮問させていただきました。 市といたしましては、本日ご審議頂きました上で、答申をいただければ、その内容を前回の答申内容に追加し、都市計画決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 ご清聴ありがとうございました。
細田会長	審議をする前に事務局にお尋ねいたします。 本議案は7月1日に議論して7月12日に答申をさせていただいた案件で、埼玉県からの意見が反映されていなかったとのことですが、今回は何

	を審議して採決すれば良いのか、前回との関係をどのように考えているのか伺いたいです。
事務局 (梅本主事)	先ほどご説明させていただきましたが、埼玉県知事協議において、「都市計画法第14条第2項の規定に基づき施行区域の地区界は、自己の権利に係わる土地が区域に含まれているかを容易に判断できるように、地形、地物、筆界等をもって設定すべきと考える」という回答が埼玉県からございました。 都市計画道路3・4・16号新都心環状線の計画線による区域界については中心線に座標を持った金属鈹があり、都市計画道路の幅員18mの半分である9mを中心線から測ることにより土地区画整理事業の施行区域の区域界を示すことができます。しかし、区域界上には地形、地物等にあたる杭がないため、現地に杭を設置し、区域界に座標を持たせ、区域界をより明確にすることで地権者等に区域界について説明できるようにします。 このことについて、これでよいかどうかという是非についてご審議、採決いただきたいと思います。
細田会長	前回の審議会では埼玉県からの意見についての市からの回答や対応についてご説明いただいていたということですね。 前回の議論をなしにするのではなく、区域界について追加で審議して採決するという事でよろしいでしょうか。
事務局 (梅本主事)	そのとおりです。
細田会長	議案第4号のご説明について、何か質疑、ご意見などございますか。
細田会長	事務局の説明からすると、所有者は自分の土地がどのようになるかより分かりやすくなるということでしょうか。 栗崎地区の説明会では意見はなかったということですが、これから杭を設置することなどについて、地権者の方には説明されますか。
事務局 (梅本主事)	地権者の方についてはこれから説明いたします。
真下委員	前回欠席して議事録を確認できていないのですが、これは本当に土地区画整理事業から抜けてしまうのでしょうか。 また、新駅南通り線と新都心環状線が途中でなくなるということでしょうか。
事務局 (梅本主事)	栗崎地区北部については、土地区画整理事業から除外するのですが、用途地域、地区計画、準防火地域を指定し土地区画整理事業に替わるまちづくりを進めていきたいと考えております。
真下委員	どんなまちづくりなのでしょう。
事務局	市街地整備室の矢部と申します。栗崎地区のまちづくりを担当しております。

(矢部主任)	す。栗崎地区のまちづくりについてご説明いたします。 栗崎地区北部につきましては、長年、土地区画整理事業を実施するという ことでまちづくりを検討していたのですが、区画整理事業の境界から住宅 が滲みだしのようが増えております。地権者への説明会、地元の方と、まち づくり協議会で検討を進めるなかで区画整理に替わる方法で今後まちづく りを進めていくことになりました。そこで、埼玉県指針にある地域整備 計画を策定し、道路の整備や水路の改修などを位置付け、計画に基づきま ちづくりを進めて参ります。昨年10月に地権者説明会も行っております。 また、新駅南通り線と新都心環状線については都市計画道路の計画につい ては残っております。
小林委員	南側の太陽光パネルのところは土地区画整理事業区域に含まれているよう に見えますが、ここは開発ができなく、20年経ってパネルを交換すれば また、開発できなくなる。この場所についてどのようにお考えでしょうか。
事務局 (矢部主任)	栗崎地区南部については、引き続き区画整理事業区域になっておりますの で、ソーラーパネルの地区については地権者と検討を進めて参ります。
小林委員	地権者といっても代が変わって、書面で残していないと予定通りにならない 場合があるかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
事務局 (矢部主任)	栗崎地区のまちづくりににつきましては、定期的に地権者にまちづくりの進 行状況をお知らせする「まちづくりニュース」を地元のまちづくり協議会 が発行しており、昨年度も栗崎地区の検討状況は全地権者にお知らせして おります。今後もまちづくりの進行状況をお知らせして参ります。
細田会長	他にご質問、ご意見等ございますか。
細田会長	それではご質疑等もないようですので、ここで質疑等については、終了し たいと思います。
細田会長	それでは続きまして採決に入ります。 本審議会に諮問されました、議案第1号「本庄都市計画下水道（雨水）の変 更について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。議案第1号「本庄都市計画下水道（雨水）の変更につ いて」は原案のとおり可決されました。その旨、市長に答申いたします。 続きまして議案第2号の採決に入ります。本審議会に諮問されました議案 第2号「児玉都市計画下水道（雨水）の変更について」は、原案のとおり可 決することにご異議ございませんか。

	(異議なし) 異議なしと認めます。議案第2号「児玉都市計画下水道（雨水）の変更について」は原案のとおり可決されました。その旨、市長に答申いたします。 続きまして議案第3号の採決に入ります。本審議会に諮問されました議案第3号「本庄都市計画区域におけると畜場の敷地の位置について」は、審議の結果、埼玉県に説明資料の提供を求めた上で、答申については議長一任とすることでご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。議案第3号「本庄都市計画区域におけると畜場の敷地の位置について」は先ほどのとおり進めたいと思います。 続きまして議案第4号の採決に入ります。本審議会に諮問されました議案第4号「令和6年度第1回本庄市都市計画審議会 議案第1号本庄都市計画土地区画整理事業の変更に関する追加審議について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。議案第4号「令和6年度第1回本庄市都市計画審議会 議案第1号本庄都市計画土地区画整理事業の変更に関する追加審議について」は原案のとおり可決されました。その旨、市長に答申いたします。
細田会長	それでは、本日の議題は以上となりますので、審議を終了とさせて頂き、私は議長の任を解かせて頂きまして、事務局へ司会進行をお戻しいたします。ありがとうございました。
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。 それでは次第に従いまして「その他」について、事務局よりご説明いたします。
事務局 (久保主事補)	今年度の都市計画審議会は今回の第2回都市計画審議会をもって終了となります。来年度の開催は、決まり次第事前に開催通知を送付いたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。
事務局 (都市計画課長)	ただいまの説明につきまして、ご質問などございますか。 ご質問がないようですので、閉会に移らせていただきます。

事務局 (都市計画課長)	本日は、慎重審議ありがとうございました。 これを持ちまして、令和6年度第2回本庄市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
【議案第3号「本庄都市計画区域におけると畜場の敷地の位置について」に関する経緯報告】 審議の結果、答申については議長一任とされた議案第3号につきましては、都市計画審議会の細田会長より、各委員への説明に必要な資料（①臭気、②敷地内外の排水の水質、③通学路等の交通安全上の対策等、④その他周辺に配慮する事項）の提出について埼玉県に対し、資料提供を依頼し、埼玉県から文書(写真、図面を含む)にて説明がありました。本審議会における審議を経て、その後の埼玉県からの提出資料の説明内容を細田会長が精査した結果、埼玉県からの説明経緯を記した上で「意見なし」と答申がありました。	